官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○防衛省設置法等の一部を改正する法律（五二）　五
〔政　令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一一〇）　一〇
○衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一一一）　一一
○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一一一二）　一二
〔条　約〕
○投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定（五）　一二
○投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定（六）　三三
○投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定（七）　三五
○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定（八）　三七
〔省　令〕
○高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通六六）　三六
○若年定年退職者給付金に関する省令の一部を改正する省令（防衛一七）　三七
〔法規的告示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（内閣府七七）　三九
〔その他告示〕
○投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の効力発生に関する件（外務二一二）　四一
○投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の日本国による通告に関する件（同二一三）　四二
○投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の効力発生に関する件（同二一四）　四三
○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の日本国による通告に関する件（同二一五）　四四
〔官庁報告〕
国家試験
令和八年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　四五
令和八年不動産鑑定士試験短答式試験合格者（国土交通省土地鑑定委員会）　四六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四八
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四八
会社その他
会社決算公告　一六二

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律（法律第五十三号）（防衛省）

第１　防衛省設置法の一部改正

１　自衛官の定数を改める。（第六条関係）

２　航空自衛隊を航空宇宙自衛隊へ改編する。（第三条、第四条、第六条、第十二条、第十九条～第二十三条及び第二十五条関係）

第２　自衛隊法の一部改正

１　陸上自衛隊の第十五旅団を第十五師団へ改編する。（別表第一関係）

２　航空自衛隊を航空宇宙自衛隊へ改編するとともに、宇宙作戦集団を新編する。（第二条、第三条、第八条～第九条の二、第二十条、第二十条の三～第二十条の五、第二十条の七～第二十一条の二、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第三十二条、第六十五条の二、第九十六条及び別表第三関係）

３　若年定年により退職する自衛官が年齢六十五年に達するまでの間は、引き続き、防衛省が再就職の援助を行うことができることとする。（第六十五条の二及び第六十五条の十関係）

４　その他所要の改正を行う。

第３　国家行政組織法の一部改正

防衛副大臣の定数を一名増加し、二名とする。（別表第三関係）

第４　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正

１　若年定年退職者給付金の支給水準の引上げ等の措置を講ずる。（第二十七条の二～第二十七条の九、第二十七条の十一～第二十七条の十三及び第三十条並びに附則第十二項～第十五項関係）

２　その他所要の改正を行う。

第５　施行期日等

１　この法律は、令和九年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定める。（附則第一条関係）